

ラベリング制度の充実強化について

1. 非住宅用途建物向けの環境性能表示の導入【新設】

現行制度における「マンション環境性能表示」と同様に、非住宅用途建物の環境性能に関して、視覚的に提示する。

(1) 導入（新設）目的

- 建物の購入、賃借時等に、環境性能の高い建物を選びやすくする。
- 建築主に対し、環境配慮に関する更なる取組を促し、環境性能の高い建物の普及につなげる

(2) 環境性能表示における表示項目（案）

「エネルギー」に関する項目

- ・ 建物の断熱性
- ・ 設備の省エネ性
- ・ 再生可能エネルギーの利用（太陽光、太陽熱）に関する項目等

- 2030 年の都内でのエネルギー消費量削減目標達成に向け、環境性能表示においても、エネルギーに関して重点を置く
- 現行制度で、「省エネルギー性能評価書」の交付義務の仕組みがある。

(参考) 省エネルギー性能評価書



- 大規模なオフィスビルや商業ビルの売却、賃貸時等に、相手方に対して、建築物の省エネルギー性能の評価を記載した書面の交付を義務付ける。
- 延床面積 10,000 m²超の建物で、2,000 m²以上の非住宅用途（工場・駐車場除く）が対象

【評価書の記載内容】

- ・ 断熱性の評価
- ・ 設備システムの省エネルギー性の評価
- ・ 省エネルギー設備等の採用状況

2. 住宅用途建物向けのラベル（マンション環境性能表示）の見直し検討

【現行制度での表示項目】



環境配慮措置 4 分野 5 項目に関し、項目別評価を 3 つ星により表示



【再構築後の表示項目（案）】

「環境配慮措置 4 分野」に関する項目の評価を表示

- 現行の「マンション環境性能表示」をベースとした見直し検討
→ 評価内容がイメージしやすい項目名称への見直し等
(例) 建物の長寿命化

- ◎ 非住宅用途、住宅用途それぞれの環境性能表示における項目別の評価は、建築物環境計画書（取組評価書）の記載内容及び評価結果に基づき表示
→ CASBEE を用いた評価結果により提出した場合も、表示への対応は可能